

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科
原子力専攻原子炉施設(廃止措置中)
平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	4
4. 特記事項	4

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成30年6月18日(月)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 安部 英昭

原子力保安検査官 大高 正廣

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は年度保安検査計画に基づく検査項目)

① 保守管理等の実施状況

② 巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「保守管理等の実施状況」及び「巡視点検の実施状況」(抜き打ち検査)を検査項目として、資料の確認及び関係者への聴取によって検査を実施した。

検査の結果、「保守管理等の実施状況」については、施設定期自主検査、自主検査による保守管理について、平成29年度の施設定期自主検査等が保安規定に従って実施されていること、設備・機器の高経年化状況を踏まえて必要な補修が実施されていること、外注業者による工事が、実施体制や安全対策等を定めた要領書に従って実施されていること、また、完全閉にならない1m大扉については、専門業者に依頼して当該大扉を閉じた後、ヒンジ部を補修する予定であること等を確認した。

「巡視点検の実施状況」については、日常の巡視点検が保安規定に従って実施されていること、施設の高経年化に対応した巡視点検として、非管理区域に設置された廃液配管について、外側を透明の塩化ビニル配管の二重配管構造として、漏洩を発見しやすい構造としていること、また、巡視点検で異常を発見した場合や、火災、地震等により災害が発生した場合の対応について、原子力専攻内の連絡体制や活動体制の整備が図られていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 保守管理等の実施状況

施設定期自主検査等に基づく保守管理について、平成29年度の施設定期自主検査等が保安規定に従って実施されているか、設備・機器の高経年化状況を踏まえて必要な補修が実施されているか、外注業者による工事が、実施体制や安全対策等を定めた要領書に従って実施されているか、また、完全閉にならない1m大扉の管理状況について検査した。確認した内容は以下のとおり。

保安規定第20条に定める、平成29年度の施設定期自主検査及び自主検査について、原子炉本部長は、原子炉本体、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設等を対象として、3ヶ月、6ヶ月及び1ヶ年毎に定期自主検査保守点検表を基に実施していること、専門の技術が必要なディーゼル発電機等の電気設備、核計装及び放射線モニタ機器等の点検・校正に関しては業者に委託していること、保守結果については、業者からの作業報告書を職員が確認していること等を「定期自主検査保守点検表」、「原子炉施設等保守作業記録」、「自主検査記録」等の資料及び聴取により確認した。

平成29年度の設備の補修について、平成29年2月に開催されたCAP委員会において「東大炉「弥生」のエイジング評価と保全計画」等に基づき審議されたこと、当該計画に基づいて、平成29年10月から廃液配管の更新工事、平成29年10月に廃棄物保管庫の屋根の張り替え工事、平成30年2月から原子力建屋北面外壁の改修工事を、それぞれ実施したことを「高経年化対象施設・設備報告一覧表」、「原子炉施設等保守作業記録」、「建屋上段部北面外壁改修工事」等の資料及び聴取により確認した。

平成29年9月から開始された、外注業者による廃液配管の更新工事について、原子炉本部長は事前に、廃止措置主任者等の了解を得て作業要領書を定めていること、当該要領書において、作業手順、作業工程、一時管理区域の設定、被ばく及び汚染防止等の放射線管理に係る安全対策や高所作業等の一般安全対策を定めていること、作業の実施体制と事故が発生した場合の緊急連絡体制を定めていること、職員が作業前に当日の作業内容を確認すると共に、外注業者が行うKY活動に立ち会っていること等を「作業要領書」、「技術課が掌握する高経年化対策(平成29年度)」等の資料及び聴取により確認した。

現在、1m大扉が完全閉にならない事象について「是正措置管理簿」を作成し、不適合管理を実施していること、シートで当該大扉の開口部を密閉状態とし、日常の巡視点検でその状態を確認していること、現場周辺を鉄製フェンスで囲い、フェンスの鍵を管理していること、本年7月上旬に当該扉を専門業者に依頼して閉じた後、当該大扉のヒンジ部を補修するこ

とし、本年10月までに修理を完了させる予定であること等を「是正措置管理簿」、「弥生施設巡視点検記録」等の資料及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

②巡視点検の実施状況

巡視点検は、施設及び設備を維持管理するうえで重要な事項であり、巡視点検が保安規定のとおり実施されているか、施設の高経年化に対応した巡視点検が実施されているか、また、巡視点検で異常を発見した場合や災害が発生した場合の対応状況について確認した。確認した内容は以下のとおり。

原子炉管理部長、技術部長、放射線管理部長は、保安規定第19条に従って、保安規定別表第9に掲げられる設備・機器について、巡視点検により異常の有無を毎日確認し、原子炉本部長に報告していること、技術部長は、給排気システムの起動前点検として、電源及び空調設備の巡視点検を実施し、異常の有無を確認していること、異常が認められた場合は、原子炉本部長に報告するようにしていること、平成29年9月に実施した廃液配管の更新工事では、非管理区域に設置された配管について、外側を透明の塩化ビニル配管の二重配管構造として、巡視点検で漏洩を発見しやすい構造としたこと、放射線管理室の打合せ会で、当該配管の巡視点検を強化する旨の方針が示されたこと等を「弥生施設巡視点検記録」、「電源・空調機械運転記録」、「放射線モニタ運転記録」、「放管室打合せ会メモ」等の資料及び聴取により確認した。

施設において、火災、地震等により災害が発生、又は発生するおそれがある場合は所内に拡声装置を用いて周知させるとともに、原子炉本部長に口頭で報告すること、原子炉本部長は専攻長に報告すること、専攻長は事象の把握と拡大防止に努めるとともに、廃止措置主任者等に連絡するとしていること、点検終了後、直ちに異常の有無を通報連絡者に報告するとしていること、さらに重大な災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、専攻長は緊急作業団を編成して災害対策活動を命じること、平成30年5月に専攻長は緊急作業団本部と発災現場対応部隊からなる緊急作業団編成表を作成していること等を「緊急作業団編成表」、「緊急時所内通報連絡系統図」、「防災安全マニュアル」等の資料及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(3)違反事項
なし

4. 特記事項
なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	6月18日(月)
午 前	●初回会議
	○保守管理等の実施状況
午 後	◇巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)
	●チーム会議
	●まとめ会議 ●最終会議

注)○:基本検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議等